

海外出願 補助金

募集中

特許・意匠・商標の海外出願に係る経費の一部を助成します。



募集期間

【第1回】令和8年5月25日(月)から7月24日(金)
【第2回】令和8年8月24日(月)から10月23日(金)
※第1回募集分の採択決定後、予算残がある場合のみ実施

助成対象

秋田県内に事業所を有し、自ら出願人となり、外国特許庁へ特許等を出願する中小企業者

助成対象経費

外国特許庁への出願に要する経費、現地代理人や国内代理人、翻訳費用に要する経費等
※詳細は募集要項をご確認の上、ご相談ください。

助成率

助成対象経費の2分の1以内
※助成対象者以外の方との共有に係る特許等である場合、持分比率に応じた経費が対象となります。

1出願あたりの上限額

特許：上限150万円、実用新案・意匠・商標：上限60万円、抜け駆け対策商標：上限30万円
※1企業あたりの助成上限額は300万円
※抜け駆け対策商標とは、第三者による抜け駆け出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願

[お問合せ] 知財・デザイン支援課 TEL.018-860-5614 FAX.018-863-2390

▶詳細は当センター HPIに掲載しておりますので、ご確認のうえお気軽にご相談ください!



専門家 派遣事業

2026
年度



あきた企業活性化センターでは、センター登録の民間専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を実施しています。

派遣対象分野

- 経営全般
- IT・情報化
- 技術・生産
- 食品・醸造
- 法務・労務
- 税務・会計
- 販売マーケティング
- その他

※この事業は企業等の自助努力に対して専門的見地から診断・助言を行うものであり、企業等の実務代行や取引先等の斡旋を行うものではありません。

専門家の謝金を補助

派遣日数は最大延べ2日間で専門家の謝金を全額補助します!

お問合せ

あきた企業活性化センター／総合相談課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL:018-860-5610 FAX:018-863-2390

あきた企業活性化センター



HP:<https://www.bic-akita.or.jp>

